

機帆船政府使用の廢止について（運輸省）

昭和二、五、二八 閣議決定 附

一、戰時海運管理令により政府が使用し船隻運賃において差額してゐる機帆船は、主用船舶より使用を廢止することとし、運賃を差額して來たが船員運賃等解決は時日を以てするものがあるが、廢止の實行を六月末日迄にこれを完了すること。

二、使用廢止後でも、これ等機帆船によらなければならぬ石炭その他の重要な物資の輸送を確保するため、その運賃の救済が成り立ち得る程度に運賃を値上げすることを認め、石炭運賃については運賃格差補給を増額すること。但し極力経営の合理化、給與の適正化等を図り値上を最少とす。

三、本について必要な豫算的措置を講ずること。限度に止めること。機帆船の運賃は、使用船舶と同等との間に、必要な運賃補助を給はせるやう措置すること。